【紙申請】宅地建物取引業免許申請(更新) チェックリスト

●提出方法

業者の主たる事務所	和歌山市、海南市、海草郡の区域	左記以外				
提出窓口	県庁建築住宅課	各区域を管轄する振興局建設部又は県庁建築住宅課				
提出部数	正本1通、副本1通					
備考	現有免許証の有効期間が満了する日の90日前から30日前までの間に更新申請。					
	申請書審査後、免許証及び申請書副本1通を交付。その際、現有免許証の提出不要。					
	書類の控えが必要な場合は、部数に副本1通を加算。(窓口で受付印を押印して返却。)郵送の					
	場合は返信用封筒を同封。					

●チェックリスト

心曲	車 粘空		提	確認事項等
必要書類等		提出	**唯品。	
車致耐の安内図		0	 ・主な道路及び主な目標物等を書き入れ、分かりやすく記入。地図の添付でも可。	
事務所の案内図		0	・ 大口から事務所までの経路を記入。	
-1 17)	事務所の平面図		$^{\prime}$	・ ・
			・一個人の主活活室や他の事務所等と壁やパーテーション等で区切られていること。	
古沙	にか写古			
争務	听の写真		0	・写真はカラー写真。副本はモノクロでも可。
				・①全景、②事務所入口付近(部屋番号の表示等があれば写し込む)、③事務所の内部全体の様子
				がわかるもの(撮影方向を変えて2枚以上)の計4枚以上添付。
134	I.co. —		0	・事務所内部の写真は、業者票及び報酬額表の掲示が確認できるもの。
様	第一面	第一面		・代表者顔写真の貼付不要。
式				・「主たる事務所の所在地」は、現有免許証のとおり記入。
第				・「商号又は名称」、「資本金」は、法人の場合は商業登記簿のとおりに記入。
1	第二面		法	・役員の変更があった場合は、更新申請の前に名簿登載事項変更届出書を提出。
号	法人の場			・第一面の項番12に記載した代表者以外の役員について、履歴事項全部証明書の役員欄と必ず照合
	合のみ記			し、役員全員を記入。
免	入	λ		·代表取締役=コード01 取締役=コード02 監査役=コード03
許				・役員で取引士登録している方は、登録番号を記入。
申	第三面		Ţ	・項番30の「事務所の名称」は、商号や名称を記載せず、「本店」「〇〇店」等と記入。
	事務所ごと		0	・項番31の「従事する者の数」は、添付書類(10)の人数と一致。
請	に記入			・項番32の「政令使用人」は、代表者が事務所に常勤できない場合には記入要。
書				 ・項番41の「専任取引士 は、当該事務所に常勤し専ら取引業務に従事する者であり、当該法人の監査
	第四面		0	・第三面で専任取引士がすべて記載できている場合は、添付不要。
	第五面		0	・和歌山県証紙で33,000円を貼付。
±	添付(1)	第一面	0	・「最初の免許」欄に、新規免許を取得した「年月日」と免許権者名(「和歌山県知事」等)を記入。
式	1 ' ' '	** W	$^{\prime}$	「取物の元ま」。 ・「期間」の欄は、法人は定款に定めている事業年度による直前5か年分を記入し、個人は暦年(1年
	宅地建物			
第	取引業経			1日~ 12月31日) に合わせ直前 5 か年分を記入。
2	歴書			・金額の単位は千円単位で記入。
号		第二面	0	・「売買・交換」について、「件数」「手数料」の欄は、点線の上段に売買実績、下段に交換実績を記入し、
				「価額」の欄は代理又は仲介した契約の契約金額の合計を記入。
			<u> </u>	・第一面、第二面ともに記入すべき実績がない場合は、「申立書」(参考書式)を提出。
	添付(2)	誓約書	0	·必要事項を記入。
	添付(3)		0	・①代表者、②役員、③政令使用人について記入。
	略歴書			・最終学歴後現在に至るまでの、①勤務先名、②勤務内容、③役職名を記入。
				・無職の期間は記入を省略せず、「無職」と記入。
				・今回の申請に係る職名等を必ず記入。
				・他法人の役員又は従業者を兼務する場合は、その全てを記入するとともに、常勤・非常勤の別を記入。
	添付(4) 専任の取		0	・「宅地建物取引業に従事する者の数」は、添付書類(10)の人数と一致。
	引士設置証明書			・免許後、免許証を受け取るまでに、専任の取引士は、「宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請
				書」を登録を受けた都道府県に提出し、登録上の従事先を免許を受けた業者に変更。
	添付(5) 個		個	・他の事業の用に供するもの及び私生活に供するものも含めて記入。
	資産に関す	る調書		・日付は、申請日前3か月以内。
	添付(6)	第一面	法	·相談役=コード11 顧問=コード12
		相談役及		・該当者がいない場合でも、用紙は必ず添付。
		第二面	 法	・株式会社の場合は、「保有株式数/発行済株式総数×100=割合(%)」
		5%以上		·その他の法人の場合は、「出資金額/出資総額×100=割合(%)」
		の出資者		·出資割合は、小数点以下第2位で四捨五入。
	添付(7)			・この書面には、建物登記簿謄本・事務所の賃貸借契約書等の内容を記入。
	添竹(7) 0			・この音画には、建物豆む海瘟本・争物がの具質恒美が音等の内容を記入。 ・「所在地 の欄は、申請書の第一面で記載した所在地を記入。
原に関する書面			・「所有者」の欄は、事務所の所有者を記入する。所有者が法人の場合は、会社名及び代表取締役のE	
			名を必ず記入。	
			・「事務所の所有者が申請者と異なる場合」の欄は、事務所の所有者が免許申請者と異なる場合にのみ 	
				・事務所として使用する権限を確認するため、別途その事実を証する書面の写しの提出を求める場合有り

	ま け(0)		の表が取り上 魚和歌の立が高明についてきます		
	添付(8)	0	O 13 12 1/3 12 1 O 1/2 1/2 1 O		
	略歴書		・最終学歴後現在に至るまでの、①勤務先名、②勤務内容、③役職名を記入。		
	(専任取引士等)		・無職の期間は記入を省略せず、「無職」と記入。		
			・専任取引士に係る職歴を必ず記入。		
			・①代表者、②役員、③政令使用人が専任取引士も兼ねる場合は添付不要。		
	添付書類(9)	0	・①代表者、②役員、③政令使用人について記入。		
式	代表者等の連絡先に				
第	関する調書				
2	添付書類(10)		・事務所ごとに記入。		
号	宅地建物取引業に		・「従業者証明書番号」欄は、第1~4けたは免許申請した年月(西暦の下2けたと月の2けた)の4 ┃		
	従事する者の名簿		4けたを、第5けた以下には、従業者ごとに重複がないよう記入。		
			(例) 2023年4月免許申請の三人目の場合は「230403」		
			・「取引士であるか否かの別」欄は、専任取引士は〇印及び [] に登録番号を、専任以外の取引士は		
			[]に登録番号を記入。		
身分	証明書(原本)	0	・①代表者、②役員、③政令使用人、④相談役及び顧問について添付。専任取引士については添付不		
		O	要。		
※ 本	籍地の市区町村が発		・代表者が未成年の場合は本人の「身分証明書」のほか、法定代理人の同意書、続柄の分かる住民票		
行する	るもの。運転免許証やパ		 等を添付。また、法定代理人も「身分証明書」「登記されていないことの証明書」「略歴書」の添付が必		
スポー	·卜等ではない。		要。		
			・日本在住の外国籍の方の場合は住民票の抄本(国籍が記載されているもの)を添付。		
			・外国在住の外国籍の方の場合はパスポートの写し等を添付。		
登記	されていないことの証明	_	・①代表者、②役員、③政令使用人、④相談役及び顧問について添付。専任取引士については添付不		
書		0			
※ 污	は務局(本局)で交付		 ・成年被後見人、被保佐人の登記されていないことの証明。		
又は	医師の診断書(原本)		・医師の診断書は契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことが		
			できる能力を有する旨を記入したものが必要。		
			・外国籍の方も必要。		
法人位	の履歴事項全部証明書	法	•添付不要。		
(原本	()		 ・農業協同組合等、役員の登記を必要としない法人の場合は、役員の選出についての会議の議事録等の		
l`			写しも添付。		
代表者の住民票(原本)		個	・住所地の市区町村が発行するマイナンバー、本籍地及び続柄が記入されていないもの。		
			・住基ネット利用の場合は、添付不要。この場合、申請書右上に「住基ネット利用」と記入。		
貸借	対照表及び損益計算	5-	・申請直前1か年分(納税証明書の決算期と一致しない場合は、納税証明書と同期のもの)の商号・		
書		法	決算期間が確認できる決算書の「表紙」、「貸借対照表」及び「損益計算書」を添付。		
_	証明書(原本)	_	・法人は税務署が発行する直前1か年分の法人税の納税証明書(その1、納税額等証明用)を添		
		0	付。		
			・個人は税務署が発行する直前1か年分の所得税の納税証明書(その1、納税額等証明用)を添		
			付。		
研修受講報告書(原本)			・(公社)宅地建物取引業協会又は(公社)全日本不動産協会に加入している場合は、各協会発		
	(3.1)	0	行の研修受講報告書を添付。		
従業	者名簿(写し)	0	・事務所ごとに備えつけている従業者名簿の写しを添付。		
(大百石海 (子U)		_	・免許更新年度の4月1日から免許更新申請の間に従事者の変更があった際は、免許更新時に従事者		
			変更届も提出。		
委任》	を任状 ○ ・代理人による申請の場合に必要。任意様式。		ZVIII OUCH		
	<u>ハ</u> 人の本人確認書類		・代理人の顔写真付きの身分証明書の写し(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード(表面)、行		
1,0,1	ノマン・エンノド圧中の日 7代		政書士証等)を添付。		
<u> </u>			以育工証券/でかり。 実施は発行しからされたの		

- 注1 添付書類中、官公庁の証明書類は発行日から3か月以内のもの。
- 注2 「提出」欄の「〇」は法人及び個人の両方、「法」は法人のみ、「個」は個人のみ提出必要。

●参考書式

年 月から 年 月までの間、宅地建物取引業による売買、交換及び仲介の実績がありませんでしたが、 これは______(注)_ためであり、この間、宅地建物取引業を休止していたのではありません。

(注) 例:営業活動はしていたが、契約に至らなかった

和歌山県知事 様

年 月 日

所在地 商号·代表者

●提出窓口一覧

提出窓口	管轄区域	連絡先
県庁建築住宅課	和歌山市、海南市	〒640-8585和歌山市小松原通1-1
企画指導班	海草郡	電話 073-441-3180
那賀振興局建設部	岩出市、紀の川市	〒649-6223岩出市高塚209
総務調整課建築グループ		電話 0736-61-0030
伊都振興局建設部	橋本市、伊都郡	〒648-8541橋本市市脇4-5-8
総務調整課建築グループ		電話 0736-33-4922
有田振興局建設部	有田市、有田郡	〒643-0004有田郡湯浅町湯浅2355-1
総務調整課建築グループ		電話 0737-64-1299
日高振興局建設部	御坊市、日高郡	〒644-0011御坊市湯川町財部651
総務調整課建築グループ		電話 0738-24-2908
西牟婁振興局建設部	田辺市、白浜町	〒646-8580田辺市朝日ケ丘23-1
建築課建築グループ	上富田町	電話 0739-26-7922
東牟婁振興局串本建設部	すさみ町、串本町	〒649-3503東牟婁郡串本町サンゴ台783-8
総務用地課総務調整・建築グループ	古座川町	電話 0735-62-0755
東牟婁振興局新宮建設部	新宮市、那智勝浦町	〒647-8551新宮市緑ヶ丘2-4-8
総務調整課建築グループ	太地町、北山村	電話 0735-21-9624